

「ICキャッシュカード」の有効期限到来のご案内

1. 有効期限について

- (1)平成23年6月以降に発行されたICキャッシュカードは、令和3年6月より順次、有効期限を迎え、有効期限日以降はご利用できなくなります。
- (2)有効期限(年/月)はカード表面の右下に表示されています。
(例:有効期限が西暦2021年6月13日の場合、「21/06/13」と表示されています。)

2. 新しいICキャッシュカードの送付について

- (1)新しいICキャッシュカード(以下「新カード」といいます)は、有効期限日の2ヵ月前迄に、当組合にお届けのご住所へ、転送不要扱いの簡易書留郵便にてご送付いたします。
(有効期限日の前月になっても新カードが届かない場合は、お手数料をお掛けいたしますが、お取引店にお問い合わせください)
- (2)新カードへの更新にかかる発行手数料は無料です。

3. 新カードの発行・送付にあたっての注意事項

- (1)現カードは、「新カードをATMでご利用いただいた後」または「有効期限日の翌日以降」は、ご利用いただけなくなりますのでご注意ください。
- (2)現カードは、新カード到着後、ハサミ等で裁断のうえ破棄願います。
- (3)ご不在や宛先不明等により、新カードをお受け取りいただけない場合、カード再発行手続きが必要となる場合があります。
- (4)次の場合は、有効期限日の3ヵ月前までに下記のお手続きをお願いします。
お手続きがお済みでない場合、新カードを発行できない場合があります。
 - ・ご住所を変更されている場合で、現在お住まいのご住所を当組合へお届けいただけていない場合、住所変更のお手続きをお願いします。
 - ・現カードが、ご利用停止中(紛失・盗難や暗証番号誤入力等)の場合、再発行のお手続きをお願いします。
- (5)新カードには、現カードに登録されております「振込先登録情報」を引き継ぐことができないため、当組合のICキャッシュカード対応ATMにて再度ご登録が必要となります。お客さまにはご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

詳しくは、各営業店または営業担当者までお問い合わせください。

本件に関連して、金融機関の職員等が、お客さまに暗証番号をお尋ねしたり、カードをお預りすることはございません。
他人に暗証番号を知らせたり、キャッシュカードを渡したりしないようご注意ください。